

令和2年6月10日

大阪暁光高等学校

様

## 国の就学支援金を受給できない ことになった人のサンプル

学校法人 千代田学園  
理事長 高橋 保

### 高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、大阪府教育長より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

#### 記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づく貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

#### (理由)

所得要件を満たさないため。※課税情報の更新等により、所得要件を満たすこととなる場合には、就学支援金の受給が可能となります（課税情報の更新は、毎年6月～7月頃行われます）。受給するには、再度、受給資格認定の申請が必要です。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

大阪府教育庁私学課就学支援金担当  
電話 06-6941-0351(代)

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室  
電話 03(5253)4111

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、教育委員会または知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内